

輪島市監査公表第44号

地方自治法第199条第7項の規定により執行した監査の結果について、同条第9項の規定に基づき、次のとおり公表します。

平成31年3月8日

輪島市監査委員 高野 哲男



輪島市監査委員 漆谷 豊和



財政援助団体等監査結果報告

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく監査
(公の施設指定管理者、委託事務執行並びに出資団体監査)

2 監査実施日及び監査対象団体

平成31年2月15日（金） 株式会社まちづくり輪島

3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 高野 哲男
輪島市監査委員 漆谷 豊和

4 監査の範囲及び方法

平成30年度（平成29年度関連分を含む）における公の施設の管理業務及び施設管理に係る出納その他の事務について帳票及び帳簿等の審査をし、出納その他の事務の執行が適正に行われているか並びに事業運営が出資目的に沿って行われているかについて、関係者から説明の聴取等を行う方法により輪島市工房長屋において実地監査を行った。

5 監査の結果

株式会社まちづくり輪島は、市がその事業内容の公益性や公平性に鑑み資本金の50%を出資し設立された第三セクターである。また、運営財源を市からの委託料や補助金に大きく依存している。事業のうち、委託された公の施設の使用料の徴収等の業務はおおむね適正であると認められた。

執行時に一部について次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

○株式会社まちづくり輪島においては「会計規定」があるものの定款や就業規定と比較して内容が簡易であり、事業規模の拡大に応じた整備がなされているとは思えない。市の基準等を参考にして「財務規定」を早急に策定し、会計や契約等に関する決裁の手順や責任を明確にすることが望ましい。

○現金を管理している預貯金通帳が13冊に分冊されて存在している。事業別で運用していると思われるが、管理が複雑になるばかりか睡眠口座となり想定外の使われ方もありうる。管理方法について明確な基準を早急に定めるべきである。

○会社設立の目的である「まちづくり」に意欲を持った人材を集め活用するには社内ガバナンス（取締役会の運営の明確化）を確立し、風通しが良く闇達な意見交換ができることが重要と思われる。輪島市が資本金の50%を出資し公金が投入されている第3セクターであることを十分認識し、安定した経営を続けられ、市と民間とが協力し継続して地域に役に立つ事業運営を行っていただきたい。

また、一部において次の通り改善や検討及び適正処理を要する事項が見受けられた。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。

(指摘事項)

- ① 財務規定を策定し決裁の手順や責任を明文化していただきたい。
- ② 定款第30条に基づく「取締役会規程」を作成され取締役会で諮る案件を明確にされたい。
- ③ 預貯金通帳を整理し使用区分を明確化されたい。